

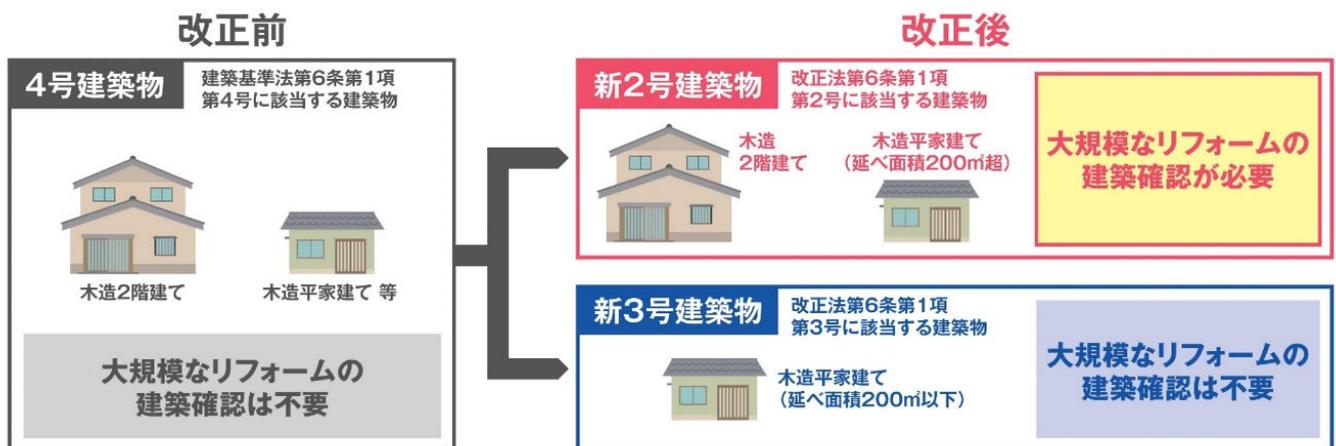
令和7年4月から 木造戸建の大規模なリフォームが 建築確認手続きの対象になります

※大規模なリフォーム

建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）の一種以上について行う過半の改修等を指します。

2階建ての木造戸建住宅で行われる「大規模なリフォーム」で、令和7年4月以降に工事着手するものは、事前に建築確認手続きが必要となります。

内装クロスの張り替え、キッチンやトイレ、浴室等の水回りのリフォーム、バリアフリー化のための手摺やスロープの設置工事は、手続き不要です。
(大規模なリフォームに該当しない)



大規模なリフォームに該当しない例

